

有田川町過疎地域持続的発展市町村計画（案） についてのパブリックコメント実施要領

（1）意見を募集する計画素案及び公表書類

有田川町過疎地域持続的発展市町村計画
令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度（案）

（2）公募対象者

町内に住所を有する者、本計画に対し利害関係を有する者。

（3）計画素案の公表方法

- ◎有田川町役場 吉備庁舎（4F）企画調整課内で閲覧
- ◎有田川町のホームページ（<http://www.town.aridagawa.lg.jp/>）へ掲載

（5）意見の提出方法

- ご意見には ①住所 ②氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
③電話番号を必ず明記の上、次のいずれかの方法により提出。
- * 電話による受付は行わない。
 - * 様式については、別記様式を添付していますが、任意の様式でも可。

【書面による提出】有田川町役場 吉備庁舎企画調整課

【郵送の場合】〒 6 4 3 - 0 0 2 1

和歌山県有田郡有田川町下津野 2 0 1 8 - 4

有田川町役場 企画調整課企画調整班 宛

【ファクシミリの場合】0 7 3 7 - 2 2 - 3 1 8 7

有田川町役場 企画調整課企画調整班 宛

【電子メールの場合】b.kikakuzaisei@town.aridagawa.lg.jp

（6）募集期間／令和 7 年 9 月 1 6 日（火）～令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

※必着 但し、書面による提出は土、日、祝日を除く
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

（7）有田川町パブリックコメント手続要綱第 7 条第 2 項に規定する意見等の提出期間を 30 日未満とする理由。

- ・通常であれば 12 月議会での議決を経て計画を策定するものであるが、今年度は議会の日程が 1 か月前倒しになったことにより、早急に素案を策定する必要があるため。

（8）受付できない意見

住所、氏名の記載のないものは受付できません。

(9) 意見に対する結果の公表

後日集計し、住所、を除きホームページ上で公表する。個別の回答は行わない。

(10) 問い合わせ先

有田川町 企画調整課 TEL 0737-22-3293

別記様式

有田川町過疎地域持続的発展市町村計画
 令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度 (素)
 に対する意見提出用紙

有田川町長 宛

ご意見提出者	氏名 (法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名)	
	住所	〒 —
	連絡先 (電話番号又はメールアドレス)	
提出方法 *役場にて記入	1、書面による提出 2、郵送による提出 3、ファクシミリによる提出 4、電子メールによる提出	
ご意見の該当箇所 (ページ等)	ご意見内容	